

証券コード 4880  
2024年1月5日  
(電子提供措置の開始日2023年12月16日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目23番21号  
セルソース株式会社  
代表取締役社長 裙 本 理 人

## 第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第8回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.cellsource.co.jp/ir/news/>)



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトへアクセスして、銘柄名に「セルソース」又は証券コードに「4880」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



本総会では「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入いたしました。これにより、本総会会場にご来場いただかなくても、会場の様子をリアルタイムでご視聴いただくことが可能になりました。株主の皆様におかれましては、「株主総会バーチャル参加のご案内」をご確認のうえ、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、本バーチャル株主総会は「参加型」で実施いたします。当日、インターネットにてご参加いただく株主様は、当日の議決権行使を行うことはできかねます。事前に議決権を行使いただける場合は、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面もしくはインターネット等にて議案に対する賛否をご表示いただき、2024年1月24日(水曜日)午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年1月25日（木曜日）午前11時  
（受付開始 午前10時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号  
渋谷ソラスタ 4階 渋谷ソラスタコンファレンス 4A
3. 会議の目的事項  
（報告事項） 第8期（2022年11月1日から2023年10月31日まで）  
事業報告及び計算書類の内容報告の件  
（決議事項）  
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第2号議案 当社の社外協力者に対する新株予約権を発行する件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
    - ・計算書類の「個別注記表」
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 書面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年1月24日(水)  
午後5時までに到着

### インターネット



当社指定の議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2024年1月24日(水)  
午後5時までに行使

### 株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

※ご来場いただいても、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。

株主総会開催日時

2024年1月25日(木)  
午前11時

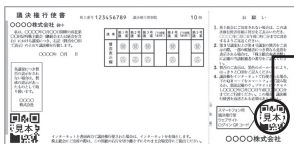
## インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・ 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・ パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・ 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・ 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

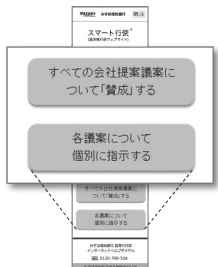
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは株式会社みずほ信託銀行の登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回**に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

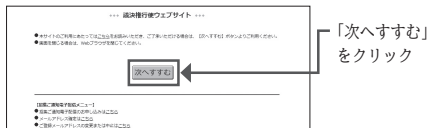
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ選移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

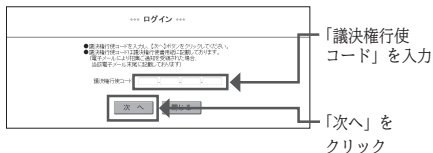
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

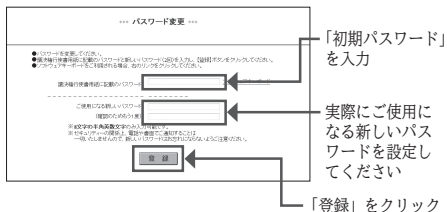
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524

受付時間

年末年始を除く午前9時～午後9時

# 株主総会バーチャル参加のご案内

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによる配信を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

## 1. 配信日時について

2024年1月25日（木曜日） 午前11時～株主総会終了まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前10時30分頃に開設予定です。

※天変地異等により、配信できなくなる可能性がございます。配信中止の際は、当社ウェブサイトにてご案内しますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

## 2. バーチャル参加に関するお手続き

バーチャル参加される株主様は、2024年1月23日（火曜日）午後5時までに、以下ウェブサイトよりお申し込みください。お申し込みの際には「氏名」、「株主番号」及び「メールアドレス」をご入力いただく必要がございます。

ウェブサイト：

[https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN\\_6HJV\\_08oQLatc7dLj0thiQ](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_6HJV_08oQLatc7dLj0thiQ)



## 3. バーチャル参加に伴う注意事項

- ①バーチャル参加につきましては、代理人による出席は、お受けいたしません。
- ②バーチャル株主総会はインターネット（パソコン・スマートフォン等）を利用してバーチャル参加する必要があります。
- ③バーチャル参加いただくにあたり、参加場所及び通信環境につきましては、株主様ご自身で用意いただく必要がございます。株主様の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル参加できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ④当社は、バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信障害等により株主様がバーチャル参加できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ⑤バーチャル株主総会に参加いただくには、別途Zoomアプリが必要となります。
- ⑥バーチャル参加された株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただきます。

- ⑦当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただきます場合がございます。
- ⑧バーチャル株主総会への参加登録に必要な情報を第三者に共有すること、バーチャル株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
- ⑨バーチャル株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。

# 事業報告

(2022年11月1日から)  
(2023年10月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社は、2014年11月の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（以下、「再生医療等安全性確保法」という。）」と「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」施行を踏まえ、再生医療関連事業の産業化推進と同業での新たな価値創出を目指し2015年11月に創設され、当事業年度は第8期となります。

当社は、血液由来加工受託サービス、脂肪由来幹細胞加工受託サービス、滑膜由来幹細胞加工受託サービス、及びFatBankサービスで構成される「組織・細胞の加工受託・保管サービス」、医療機関に対し再生医療等安全性確保法に関連する書類作成等のサポートを行う再生医療等法規対応サポートや経営管理支援サービスで構成される「コンサルティングサービス」、医療機関が患者から脂肪等を採用するために必要となる機器を販売する「医療機器販売」、並びに「化粧品販売その他」から構成される「再生医療関連事業」を行っております。

当事業年度（2022年11月1日から2023年10月31日まで）におきましては、提携医療機関の開拓等により加工受託サービスの受託件数が順調に伸長する等、一層の売上の増強を図ってまいりました。一方、今後の更なる業容拡大及び企業価値の最大化に向け、合理的な投資による製造拠点の拡大を実現し、人員の増強を図ったこと等、戦略的にコストを投下したことから、販売費及び一般管理費についても増加しました。また東京証券取引所プライム市場上場に伴う上場関連費用として計25,000千円を営業外費用として計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は4,510,544千円（前事業年度比5.5%増）、売上総利益は3,185,000千円（前事業年度比3.9%増）、販売費及び一般管理費は1,963,501千円（前事業年度比31.5%増）、営業利益は1,221,499千円（前事業年度比22.2%減）、経常利益は1,194,268千円（前事業年度比24.6%減）、当期純利益は923,142千円（前事業年度比9.3%減）となり、創業以来7期連続の増収を達成いたしました。

各サービス別の概況は、以下のとおりです。なお、当社は「再生医療関連事業」の単一セグメントを採用しております。

#### (加工受託サービス・コンサルティングサービス)

加工受託サービス又はコンサルティングサービスの契約を締結した提携医療機関数が前事業年度末から371院増加し、当事業年度末には1,749院と順調に拡大いたしました。その結果、血液由来加工受託サービスと脂肪由来幹細胞加工受託サービスを合計した加工受託件数が前事業年度の23,162件から当事業年度は26,633件に増加するなどし、加工受託サービス・コンサルティングサービスの売上高は伸長しました。

上記の結果、当事業年度の加工受託サービスの売上高は3,146,328千円（前事業年度比13.3%増）、コンサルティングサービスの売上高は435,234千円（前事業年度比22.1%増）となりました。

#### (医療機器販売)

医療機器販売は、主に美容クリニック等の医療機関に脂肪吸引機器等の医療機器を販売しております。当事業年度の売上高は、取引先への販売の拡大に伴い704,693千円（前事業年度比5.2%増）となりました。

#### (化粧品販売その他)

化粧品販売はBtoCモデルとBtoBモデルがあります。BtoCモデルは、主に自社Webサイトを中心に自社の化粧品を販売しております。またBtoBモデルは前事業年度に立ち上げており、自社で開発した化粧品原料を販売会社に提供、及び販売会社の委託を受けて自社化粧品原料を用いたOEM製造・販売をしております。当事業年度は、前事業年度に大幅増となったBtoBモデルによる化粧品販売が反動減となり、売上高は224,287千円（前事業年度比52.4%減）となりました。

当社が経営上の主要係数としてモニタリングしている加工受託サービス又はコンサルティング契約を締結した「提携医療機関数」、血液由来加工受託サービスと脂肪由来幹細胞加工受託サービスを合計した「加工受託件数」及び「営業利益率」の各数値、並びにサービス分類別売上高の四半期（3カ月）推移は以下のとおりとなっております。

また、当社は人=Human・社会=Social・未来=Futureにフォーカスした「HSF経営」の実践により高い収益性を維持しながら持続的に成長していくことを目指す中で、重要な経営指標としてセルソースグロースレート（以下、「CSGR」という。）を掲げております。

$$\text{CSGR} = \text{売上高成長率} + \text{EBITDAマージン}$$



(金額単位：千円)

	2022/10期 第4四半期	2023/10期 第1四半期	2023/10期 第2四半期	2023/10期 第3四半期	2023/10期 第4四半期	直前四半期 対比
提携 医療機関数	1,378院	1,455院	1,557院	1,654院	1,749院	+95院
加工受託 件数	7,071件	6,520件	6,878件	7,186件	6,049件	△1,137件
営業利益率	45.1%	33.2%	27.7%	31.1%	16.2%	△14.9ポイント
(サービス分類別 売上高)						
加工受託 サービス	887,858	743,484	735,375	873,909	793,559	△9.2%
コンサルティング サービス	125,154	113,422	109,030	134,791	77,989	△42.1%
医療機器販売	166,845	180,774	177,785	166,358	179,775	+8.1%
化粧品販売 その他	220,982	21,848	88,890	60,456	53,091	△12.2%
(セルソース グロスレートの)						
売上高成長率	71.3%	29.1%	26.8%	5.1%	-21.2%	△26.2ポイント
EBITDA マージン	46.4%	34.6%	29.2%	32.7%	18.9%	△13.8ポイント
CSGR	117.6%	63.7%	56.0%	37.7%	-2.3%	△40.0ポイント

## ② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、加工施設設備の増強、品質管理の向上、研究開発機能の充実・強化等を目的とした設備投資を実施しております。

当事業年度の設備投資の総額は565,658千円でありますが、その主なものは本社移転にかかる工事費等に関する投資194,520千円であります。

なお、当事業年度において生産能力へ重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

## ③ 資金調達の状況

2023年10月5日の公募増資により700,000株の新株式を発行し、これにより1,460百万円の資金調達を行いました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 5 期 (2020年10月期)	第 6 期 (2021年10月期)	第 7 期 (2022年10月期)	第 8 期 (当期) (2023年10月期)
売 上 高 (千円)	1,855,475	2,922,232	4,273,829	4,510,544
経 常 利 益 (千円)	412,807	1,006,367	1,583,639	1,194,268
当 期 純 利 益 (千円)	274,082	651,396	1,017,842	923,142
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	15.19	35.17	54.54	48.88
総 資 産 (千円)	2,352,136	3,365,353	4,599,680	6,879,736
純 資 産 (千円)	2,042,507	2,720,353	3,785,531	6,201,999
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	110.63	145.14	200.37	311.25

- (注) 1 当社は、2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合、また2021年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

経営戦略を推進するうえで、会社が対処すべき課題を以下のとおり認識し、その解決に向けた取組が必要であると考えております。

### ① 国内再生医療市場の拡大

当社が展開する再生医療関連事業が属する再生医療市場は、国内外で急速に成長しております。医療機関並びに患者における認知度の拡大を背景に今後も継続的な成長が見込まれる中、当社は適切な人材や資金を投下することで、リーディングカンパニーとして再生医療市場を牽引し続けることが、当社の事業拡大や財務の安定化につながると考えております。

## ② 加工受託処理能力の向上

再生医療等に係る国内外での有効臨床データの発表や当該治療方法の認知度の高まり等を背景に、当社の再生医療関連事業での加工受託件数は、順調に増加しており、今後もこの傾向は継続するものと認識しております。当社は、加工受託件数の増加にあわせた処理能力の向上のため、当事業年度において合理的な投資による製造拠点の拡大を実現しましたが、今後も、加工業務に使用する培地や機器等の改良・増設等による作業工程の効率化等とともに、専門的な知識・技能を有する優秀な人材の採用と育成を進めてまいります。

## ③ 治療・診療データの蓄積・エビデンスの確保

加工受託の実績及び医療機関等との連携による治療・診療等の実績データの蓄積・エビデンスの確保は、学会やセミナー等での展開やアカデミア・医師等との協働推進、さらには新たな事業エリアへの布石に向けて必要不可欠なものであると認識しております。当社では、これまでに8万件超となる加工受託の実績がありますが、今後も、一層データ蓄積・エビデンス確保を重要な経営課題と認識するとともに、その手法についても強化、改善してまいります。

## ④ 内部統制、内部管理・法令遵守・情報管理体制の強化

事業推進や外部との協業等において、当社の経営管理上の信用力向上が必要となります。そのためには、内部統制システム及びリスク管理・法令遵守・情報等に関する内部管理体制の基盤構築が重要であると認識しております。当社では、かかる内部統制・内部管理体制の強化を継続的に実施してまいります。

なお、2023年6月30日に証券取引等監視委員会から、当社元社員に対し金融商品取引法違反（インサイダー取引）の事実が認められたとして、当該当社元社員に対する課徴金納付を命じられました。皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。今後、社内管理体制や役職員に対する教育を一段と強化し、コンプライアンスの遵守等上場企業としての社会的責任を周知徹底させ、再発防止に努めてまいります。

⑤ 知財戦略

当社の事業推進の過程や第三者との共同研究等で獲得した知的財産権の確保は、競争力の確保、将来の事業展開のために重要であると認識しております。当社では、かかる知的財産権を顧問弁理士との緊密な連携により維持・確保してまいります。

⑥ デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタルトランスフォーメーションの推進は当社の継続的なイノベーションの創出や競争優位の源泉となる無形資産投資であり、経営戦略の重要な課題と認識しております。業務プロセスやビジネスモデル、企業文化等の変革に向けて、担当部署のみならず全社員が当事者意識を持ち、デジタルトランスフォーメーションに向けての投資を推進してまいります。

⑦ サステナビリティへの取組

企業価値を継続的に向上させていくためには、従来の財務面のパフォーマンスに加えて、社会のサステナビリティと企業のサステナビリティを同期化させ、経営・事業変革を推進していくことが必要であると認識しております。そのためには、人（Human）社会（Social）未来（Future）にフォーカスしたHSF経営の推進、高い収益性を維持しながら持続的に成長していく指標としてのCSGRの明確化（CSGR＝売上高成長率＋EBITDAマージン）及び人材・多様性の確保等の取組を重要な経営課題と認識するとともに、積極的に進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

再生医療関連事業

- ・血液・脂肪・滑膜由来の組織・細胞の加工・保管受託サービス
- ・再生医療等法規対応等医療機関向けコンサルティングサービス
- ・医療機器販売
- ・化粧品販売その他

(6) 主要な営業所（2023年10月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都渋谷区
渋谷事業所	東京都渋谷区
再生医療センター	東京都渋谷区
羽田グローバルCPC	神奈川県川崎市

(7) 従業員の状況（2023年10月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
151名	42名増	37.0歳	2.5年

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、受入出向社員2名を含み臨時雇用者45名（月末平均による年間平均雇用人員数）は含んでおりません。  
2 平均年齢及び平均勤続年数には、受入出向社員は含めておりません。

(8) 主要な借入先（2023年10月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |               |             |
|---------------|-------------|
| (1) 発行可能株式の総数 | 51,840,000株 |
| (2) 発行済株式の総数  | 19,761,100株 |
| (3) 株主数       | 13,583名     |
| (4) 大株主       |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山川 雅之	7,173,900株	36.30%
シリアルインキュベート株式会社	1,900,800株	9.61%
裙本 理人	1,356,000株	6.86%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	319,300株	1.61%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	315,900株	1.59%
THE BANK OF NEW YORK 13 3652	302,000株	1.52%
THE BANK OF NEW YORK ME LLON 140051	151,400株	0.76%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	99,000株	0.50%
楽天証券株式会社	97,800株	0.49%
花木 博彦	72,000株	0.36%

(注) 持株比率は、自己株式(575株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

	第10回新株予約権
決議年月日	2022年11月30日
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき4,210円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当時において当社又は当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位及び社外協力者にあることを要するものとする。ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合及びその他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
新株予約権の行使期間	2024年12月21日から 2032年11月29日まで
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 29名
新株予約権の数	当社従業員 42個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社従業員 普通株式 4,200株

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（2023年10月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	裙 本 理 人	—
取 締 役	山 川 雅 之	シリアルインキュベート株式会社代表取締役 シナジオン株式会社代表取締役 フォレストリート株式会社代表取締役
取 締 役	村 上 憲 郎	株式会社村上憲郎事務所代表 株式会社ブイキューブ社外取締役
取 締 役	澤 田 貴 司	株式会社ロッテベンチャーズ・ジャパン代表取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	雨 宮 猛	—
取 締 役 (監査等委員)	尾 崎 恒 康	弁護士法人西村あさひ法律事務所福岡事務所代表 東ソー株式会社社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	藤 沢 久 美	株式会社しずおかフィナンシャルグループ社外取締役 株式会社ネットプロテクションズホールディングス社 外取締役 株式会社国際社会経済研究所理事長

- (注) 1 取締役 村上憲郎氏、澤田貴司氏、尾崎恒康氏及び藤沢久美氏は、社外取締役であります。
- 2 当社は、常勤監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席すること等により、業務執行取締役の職務執行を常時監督する体制を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
- 3 当社は、取締役 村上憲郎氏、澤田貴司氏及び藤沢久美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 4 監査等委員 雨宮猛氏は、上場企業の立ち上げから経営に携わり、長年にわたり財務責任者を担った等の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 5 当社では、取締役の意思決定に基づき現場実務レベルでのより迅速で機動的な業務遂行を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員は4名であり、花木博彦氏、大西勝二氏、杉祐次郎氏、細田薫氏であります。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

##### (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。



#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役及び当社執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。

#### (5) 取締役の報酬等の額

##### ① 役員報酬を決定するにあたっての方針と手続

定時株主総会で決議された報酬限度額以内で、以下に決定しております。

##### 取締役

取締役会決議により、取締役の報酬についての以下の基本方針を定め、報酬額を決定しております。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決定された方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

##### I 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

##### II 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

##### III 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため

業績指標（CSGR）を反映した現金報酬とし、事業環境の見通し等を勘案して支給の是非を決定するものとし、支給額は各取締役の役位・職責に基づいて算出された額を賞与として決定し、毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

#### IV 金銭報酬の額又は業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の固定報酬及び業績指標に連動する業績連動報酬（賞与）の割合については、事業環境や財務状況を踏まえ、基本方針に相応しい割合とする。

#### V 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については指名報酬諮問委員会の答申を得て取締役会において決議する。なお、監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員である取締役の協議によって決定する。

## ② 取締役及び監査役の報酬

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	60,790千円 (22,500千円)	58,950千円 (22,500千円)	1,840千円 (—)	— (—)	6名 (3名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19,350千円 (12,600千円)	19,350千円 (12,600千円)	— (—)	— (—)	3名 (2名)
監 査 役 （うち社外監査役）	4,500千円 (4,500千円)	4,500千円 (4,500千円)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合 計	84,640千円	82,800千円	1,840千円	—	12名

- (注) 1 当社は、2023年1月27日開催の第7回定時株主総会決議に基づき、同定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
- 2 上記の監査役を支給人員には2023年1月27日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名を含んでおります。
- 3 監査等委員会設置会社移行前の役員の報酬限度額は以下のとおりです。
- ①取締役の報酬限度額は、2018年4月24日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内（ただし使用人分給与は含まない）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役は3名です。
- ②監査役の報酬限度額は、2018年4月24日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役は3名です。
- 4 監査等委員会設置会社移行後の役員の報酬限度額は以下のとおりです。
- ①取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2023年1月27日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名です。
- ②監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年1月27日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名です。
- 5 業績連動報酬に係る業績指標は当期のCSGRであり、2023年10月期の実績は34.4%となります。

(6) その他会社役員に関する重要な事項  
該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役村上憲郎氏は、株式会社村上憲郎事務所代表及び株式会社ブイキューブ社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役澤田貴司氏は、株式会社ロッテベンチャーズ・ジャパン代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）尾崎恒康氏は、弁護士法人西村あさひ法律事務所福岡事務所代表及び東ソー株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間

に特別な関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）藤沢久美氏は、株式会社しずおかフィナンシャルグループ社外取締役、株式会社ネットプロテクションズホールディングス社外取締役及び株式会社国際社会経済研究所理事長であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況及び発言内容並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	村 上 憲 郎	当事業年度開催の取締役会20回中17回に出席し、会社経営経験者としての専門的見地から発言を行っており、取締役会の実効性の向上及び支配株主との利益相反の監督を果たしております。また、当事業年度開催の指名報酬諮問委員会2回全てに出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名及び報酬等の決定に対して、必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	澤 田 貴 司	当事業年度開催の取締役会20回中19回に出席し、会社経営経験者としての専門的見地から発言を行っており、取締役会の実効性の向上及び支配株主との利益相反の監督を果たしております。また、当事業年度開催の指名報酬諮問委員会2回全てに出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名及び報酬等の決定に対して、必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	尾 崎 恒 康	当事業年度開催の取締役会20回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。また、監査役会3回全て及び監査等委員会10回全てに出席し、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき客観的・専門的な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	藤 沢 久 美	当事業年度開催の取締役会20回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。また、監査等委員会10回全てに出席し、会社経営及び様々な公職歴任経験者としての専門的見地に基づき客観的・専門的な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,500千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、株式の上場区分変更に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 正しく行動すること、そのために、人=Human・社会=Social・未来=Futureにフォーカスした「HSF経営」の推進を明確にして役職員のコンプライアンス教育を進めるとともに、「パーパス」「ミッション」「バリュー」「セルソース思考2.2」を示すことにより、価値観の共有・組織文化の醸成を図っております。
  - ・ 法令を誠実に遵守し、すべてのステークホルダーに対し、誠意をもって明るく親切かつ丁寧な態度で接することを「倫理規程」に明記しております。またコンプライアンス推進体制や役職員の遵守事項などを「コンプライアンス規程」に明文化することにより、コンプライアンスに対する意識の育成とその遵守徹底を図っております。
  - ・ 社外の弁護士にも直接通報できる「内部通報制度規程」を定め、法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図っております。
  - ・ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等からの不当な要求には一切応じることなく、関係遮断を行うとともに、警察・弁護士等の外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力排除のための体制整備を進めております。
  - ・ 顧問弁護士がアドバイザーとして出席するコンプライアンス・リスク協議会において、当社事業に関連する全ての法令を洗い出し、それらのリスク評価とリスク低減策を定期的に実施・策定し、モニタリングしております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 「文書保管管理規程」を定め、各種議事録やその他の重要文書等の取締役の職務執行に係る情報は適切に保存、管理しております。
  - ・ 文書管理の責任部署は管理部とし、管理部は文書の保存と閲覧権限を適切に設定し、情報管理を行うとともに、取締役からの要請に基づき、速やかに必要文書を閲覧に供することができる体制としております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 「リスク管理規程」を定め、当社の抱える諸リスクの分類、評価、対応、モニタリング方法等を明確化し、リスクに対する管理体制を構築しております。
  - ・ コンプライアンス・リスク協議会において、「リスク管理規程」に基づき会社に発生し得るリスクを洗い出し、それぞれのリスクごとに「重大性」と「発生頻度」でマトリックス評価のうえ、リスク受容度を測定、その軽重に応じた対応策を実施することとしています。また、実施した対応策の進捗や効果についても同協議会においてモニタリングすることとしています。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会を原則毎月1回開催し、必要に応じて使用者がオブザーバーとして出席し、業務の実施内容等を取締役に報告できる体制をとっております。
  - ・経営の監督と執行の明確化を図るために執行役員制度を採用するとともに、経営に関する重要な事項を審議及び決議する経営会議を設置しております。経営会議は業務執行取締役及び執行役員で構成され、非業務執行取締役は必要に応じてオブザーバーとして経営会議に出席できるものとしております。
  - ・常勤の監査等委員が、取締役会のみならず、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会に出席し、役職員の職務執行状況をタイムリーに把握し経営監視の役割を効率的に行える体制をとっております。
  - ・経営会議の議案の内容及びその採否の結果は毎月実施される定時取締役会において報告され、経営上の重要な事項は取締役に共有される体制としております。
  - ・「取締役会規程」、「経営会議規程」、「組織規程」、「業務分掌表」及び「職務権限表」において、取締役会及び経営会議等の決議・承認事項並びに職務権限を明確にし、それぞれの会議体の議案が適切に配分されるようにしております。
  - ・取締役会及び経営会議の事務局を管理部とし、管理部はそれぞれの議案資料の取り纏めと事前配布などにより、議論が効率的に行われるようサポート業務を実施しております。取締役会招集通知は、遅くとも会議の3日前までに議案資料を送付、取締役からの要請等必要に応じて議案資料の事前説明を行う体制としております。
- (5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用者に関する事項、当該使用者の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する指示の実効性に関する事項
- ・「監査等委員会規程」において、内部監査室長を監査等委員会の職務を補助すべき使用者として定めております。
  - ・「監査等委員会規程」により、当該補助使用者が行う補助業務については監査等委員会又は監査等委員である取締役の指揮命令に従うものとし、指示された業務の実施内容及び結果の報告は、監査等委員会又は監査等委員である取締役に對して行うものとしております。また当該補助使用者の人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては監査等委員会の事前同意を要することとしております。
- (6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者が監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・「監査等委員会規程」において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及びその他の使用者は、当社における重大な法令違反その他コンプライ



アンスに関する重要な事実を発見した時には、速やかに監査等委員会又は監査等委員に報告するものとしております。また、監査等委員会は必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及びその他の使用人に対して報告を求めることができるものとしております。

- ・内部通報制度において、使用人は、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する情報を常勤の監査等委員に通報できることとしております。
- ・「監査等委員会規程」及び「内部通報制度規程」により、監査等委員会又は監査等委員に報告・通報した者に対し、当該報告等を行ったことを理由として、会社はいかなる不利益な取扱いも行っていないこととしております。

(7) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・「監査等委員会規程」において、その職務の執行に関して生じる費用、外部の専門家の助言を受けた場合の費用、職務遂行に必要な知識習得のための費用等について、会社から前払い又は償還を受けることができるものとしております。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・「監査等委員会規程」において、常勤の監査等委員を定めるものとしております。
- ・常勤の監査等委員は、稟議書や契約書等の社内文書を閲覧できる権限を有するとともに、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会、その他の重要な会議に出席し必要な情報を聴取しております。また、適宜、社長及び執行役員と意見交換を行い相互の意思疎通を図っております。常勤の監査等委員は、かかる活動で知りえた情報を非常勤である監査等委員と共有するようしております。
- ・監査等委員会及び監査等委員は、会計監査人及び内部監査室と定期的及び必要に応じて随時、情報及び意見交換を行い、それぞれの監査活動の連携、実効性及び効率性の確保を行っております。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ・取締役会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営戦略等の方向性や詳細な事業計画等について、社外役員を交えて議論を行い、その内容につき決定しました。
- ・監査等委員会設置会社移行前の監査役会及び移行後の監査等委員会につきましては、両会ともに原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、中立・独立の立場から、取締役会による意思決定が適切かつ効率的に行われていることを監督しました。
- ・経営会議を原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役会決議により委任された事項、取締役会への上程議案、その他経営上重要な事



項として社規則で定められた事項を決定しました。

- ・各部門のコンプライアンス及び内部管理に対して、統括責任者として社長を配置しております。また部門的横断組織としてコンプライアンス及び経営上のリスクにおいて種々勘案すべき事項及び行動計画等についてコンプライアンス・リスク協議会を隔月で開催し、その対応について協議を行いました。
- ・会社に物理的、経済的もしくは信用上の損失又は不利益を生じさせる虞がある各種リスクについてリスク管理マッピング表に洗い出し、現状及び対応状況について1年ごとに評価し、今後の課題、強化・対応を図りました。
- ・常勤の監査等委員は、取締役会、経営会議及びコンプライアンス・リスク協議会等の重要な会議に出席するとともに議事録や決裁書類の閲覧等を行い、コンプライアンスを中心とした会社の状況を把握しました。また監査等委員会は、内部監査室より、内部監査結果の報告を受けるとともに緊密に連携し、業務執行状況について確認しました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は現在成長過程にあり、事業上獲得した資金については事業拡大のための成長投資に充当することを最優先としつつ、同時に株主への利益還元を経営上の最重要課題と位置付けております。配当につきましては、設備投資等将来にわたって企業価値を高める資金を勘案しながら、配当性向10%を基準として、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針といたします。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株あたり20円（普通配当5円00銭、記念配当15円00銭）とさせていただきます。

# 貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,589,181</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>452,156</b>
現金及び預金	4,781,022	買掛金	75,463
売掛金	364,279	リース債務	20,251
商品及び製品	153,453	未払金	103,261
仕掛品	38,196	未払費用	73,199
原材料及び貯蔵品	114,276	未払法人税等	42,773
前渡金	13,241	未払消費税等	19,503
前払費用	79,463	前受金	57,569
その他流動資産	48,034	預り金	17,307
貸倒引当金	△2,787	賞与引当金	40,012
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,290,555</b>	受注損失引当金	2,814
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>658,740</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>225,581</b>
建物	411,565	リース債務	77,291
工具、器具及び備品	132,381	資産除去債務	148,289
リース資産	88,284	<b>負 債 合 計</b>	<b>677,737</b>
建設仮勘定	26,510	<b>(純資産の部)</b>	
その他	0	株 主 資 本	6,136,418
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>19,809</b>	資 本 金	1,425,397
ソフトウェア	19,809	資 本 剰 余 金	1,335,397
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>612,004</b>	資 本 準 備 金	1,335,397
投資有価証券	152,040	利 益 剰 余 金	3,377,319
長期前払費用	28,287	その他利益剰余金	3,377,319
繰延税金資産	43,964	繰越利益剰余金	3,377,319
敷金及び保証金	387,713	自 己 株 式	△1,696
破産更生債権等	165	評 価 ・ 換 算 差 額 等	14,034
貸倒引当金	△165	その他有価証券評価差額金	14,034
		新 株 予 約 権	51,546
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,201,999</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,879,736</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>6,879,736</b>

# 損 益 計 算 書

(2022年11月1日から  
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,510,544
売 上 原 価		1,325,543
売 上 総 利 益		3,185,000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,963,501
営 業 利 益		1,221,499
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13	
補 助 金 収 入	18,166	
雑 収 入	11,488	29,668
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	379	
株 式 交 付 費	15,531	
上 場 関 連 費 用	25,000	
為 替 差 損	8,399	
有 価 証 券 評 価 損	1,814	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	3,077	
そ の 他	2,696	56,899
経 常 利 益		1,194,268
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	34,816	
新 株 予 約 権 戻 入 益	8,667	
そ の 他	1,931	45,414
税 引 前 当 期 純 利 益		1,239,682
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	308,353	
法 人 税 等 調 整 額	8,186	316,540
当 期 純 利 益		923,142

# 株主資本等変動計算書

(2022年11月1日から  
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	689,226	599,226	599,226	2,454,176	2,454,176	△1,696	3,740,933
当期変動額							
新株の発行	736,171	736,171	736,171				1,472,342
当期純利益				923,142	923,142		923,142
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）							
当期変動額合計	736,171	736,171	736,171	923,142	923,142	－	2,395,485
当期末残高	1,425,397	1,335,397	1,335,397	3,377,319	3,377,319	△1,696	6,136,418

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
当期首残高	3,045	3,045	41,552	3,785,531
当期変動額				
新株の発行				1,472,342
当期純利益				923,142
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）	10,988	10,988	9,994	20,983
当期変動額合計	10,988	10,988	9,994	2,416,468
当期末残高	14,034	14,034	51,546	6,201,999

# 個別注記表

(2022年11月1日から)  
(2023年10月31日まで)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

## 3. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物付属設備を含む）については定額法を採用し、その他の固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 2～10年

その他 5年

### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給にあてるため、次期支給見込額のうち当期対応分の金額を計上しております。

##### (3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (1) 加工受託サービス

###### ①血液由来加工受託サービス

医療機関より委託を受けて、当該医療機関が患者から採取する血液を預かり、その血液から多血小板血漿(PRP)を作成し、活性化させ、成長因子等を濃縮し、無細胞化した後に凍結乾燥(フリーズドライ)を施した「PFC-FD」を作成する加工作業を行っております。これらの収益は、加工の成果物であるPFC-FDの引渡時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

###### ②脂肪由来幹細胞加工受託サービス

医療機関より委託を受けて、当該医療機関が患者から採取する脂肪組織を預かり、脂肪組織由来間葉系幹細胞を抽出、培養、凍結保存する加工作業を行っております。患者から採取された脂肪組織の加工作業が完了した時点で加

工受託に係る収益を認識しております。また、当該加工の委託者である医療機関からの要請による脂肪由来幹細胞の発送の都度、配送並びに凍結保存の対価として手数料を受受しており、履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しております。

#### (2) コンサルティングサービス

再生医療を行う医療機関より委託を受けて、医療機関が患者に再生医療を提供する際に必要となる各種申請・届出業務に係る書類作成等のサポート業務、及びKPI（重要業績評価指標）による経営管理手法や人材マネジメント手法の導入及び運営、並びに他の医療機関やアカデミア等との業務提携等をサポートする経営管理支援サービスを行っております。当社の提供する計画書等の作成サービスが完了した時点、又は毎月の役務の提供が終了した時点で収益を認識しております。

#### (3) 医療機器販売

医療機関に対して患者から血液及び脂肪等の組織を採取するために必要な医療機器を販売しております。これらの収益は、引渡時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、当社の役割が代理人に該当する一部の取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

#### (4) 化粧品販売その他

当社の再生医療センターでの脂肪由来幹細胞の研究に基づき開発された一般消費者向けの化粧品ブランドの製造販売を行っております。これらの収益は、引渡時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

### 6. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

### 7. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 表示方法の変更

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「雑収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。

## 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 205,045千円

## 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数  
普通株式 19,761,100株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数  
普通株式 575株
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
  - (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額  
395,210千円（うち基準日が当該事業年度中のもので当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当額395,210千円）
  - (2) 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額の総額  
該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 178,500株



税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  
当事業年度

(2023年10月31日)

繰延税金資産	
前受金	8,692千円
未払賞与	17,989 //
敷金償却額	5,230 //
未払事業税	12,308 //
貸倒引当金	904 //
一括償却資産	1,451 //
株式報酬費用	3,456 //
有価証券評価損	3,479 //
その他	2,207 //
繰延税金資産小計	55,720千円
評価性引当額	- //
繰延税金資産合計	55,720千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△6,193千円
補助金収入	△5,562 //
繰延税金負債合計	△11,756千円
繰延税金資産純額	43,964千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
住民税均等割	0.1%
賃上げ促進税制による税額控除	△4.4%
試験研究費等の税額控除	△1.1%
その他	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.5%

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画及びその進捗等を勘案し、運転資金については主に金融機関からの短期借入により、また設備投資資金については、金融機関からの長期借入又は、社債等の発行により資本市場から調達する方針であります。一時的な余資は金融機関への普通預金等、安全性及び換金性の高い短期金融資産で運用しております。また、市場リスクは原則として取らない方針であり、デリバティブ取引は通常業務の中で市場リスクが増加した場合にのみ、必要に応じてヘッジ目的に限定し行う方針としています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、主に建物の賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これらは発行体の信用リスク等に晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、全て1年以内の支払期日であります。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年以内であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 一般的な管理

金融商品に係るリスクを含む会社が負うリスクについては、「コンプライアンス・リスク協議会」において、各リスクの洗出し、評価、軽減策などについて定期的に協議・確認する体制としております。

##### ② 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

取引先の信用リスクについては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、定期的に主要取引先の信用状況を確認しております。

##### ③ 資金の流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

月商に応じた預金残高を維持するとともに、資金繰表を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また、一時的な資金逼迫を想定し、金融機

関から資金借入枠を確保しております。

#### ④市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	32,940	32,940	—
(2) 敷金及び保証金	387,713	283,634	△104,079
資産計	420,653	316,574	△104,079

(注) ①「現金及び預金」、「売掛金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

②市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	49,992
投資事業有限責任組合への出資	69,107

③金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,781,022	—	—	—
売掛金	364,279	—	—	—
合計	5,145,302	—	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	32,940	—	—	32,940
資産計	32,940	—	—	32,940

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	283,634	—	283,634
資産計	—	283,634	—	283,634

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、「再生医療関連事業」の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2023年10月31日)
加工受託サービス	3,146,328
コンサルティングサービス	435,234
医療機器販売	704,693
化粧品販売その他	224,287
顧客との契約から生じる収益	4,510,544
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,510,544

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債は顧客から契約期間分の料金を一括で受領すること等による前受

金で、サービス提供時点又はサービス提供期間にわたり売上高への振替がなされます。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期末残高は以下のとおりです。

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債（前受金）残高に含まれていた額は31,651千円であります。

（単位：千円）

	当事業年度 (2023年10月31日)
顧客との契約から生じた債権	
売掛金（期首残高）	657,331
売掛金（期末残高）	364,279
契約負債	
前受金（期首残高）	31,651
前受金（期末残高）	57,569

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 311円25銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 48円88銭  |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年12月15日

セルソース株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥見 正浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鹿島 寿郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セルソース株式会社の2022年11月1日から2023年10月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。なお、当社は2023年1月27日開催の第7回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2022年11月1日から2023年1月26日までの状況については、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を經由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について説明を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、当該事業年度において、インサイダー取引の事実が認められたとして当社元社員に課徴金納付命令が命じられたことは誠に遺憾であり、監査等委員会としては、再発防止策の実施状況を監視・検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月15日

セルソース株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員

雨宮 猛 ㊟

監査等委員

尾崎 恒康 ㊟

監査等委員

藤沢 久美 ㊟

(注) 監査等委員 尾崎恒康及び藤沢久美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	さわ だ たか し 澤 田 貴 司 (1957年7月12日)	1981年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1998年11月 株式会社ファーストリテイリング取締役副社長 2003年2月 株式会社KIACON設立代表取締役社長 2005年10月 株式会社リヴァンプ設立代表取締役社長兼CEO 2016年4月 同社代表取締役会長 2016年5月 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（現株式会社ファミリーマート）取締役 専務執行役員社長付 2016年9月 株式会社ファミリーマート代表取締役社長 2021年3月 同社代表取締役副会長 2022年1月 当社社外取締役（現任） 2022年3月 株式会社ロッテベンチャーズ・ジャパン代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ロッテベンチャーズ・ジャパン 代表取締役	-株
【取締役候補者とした理由】 澤田貴司氏につきましては、複数の企業において経営に携わり、代表取締役を務めたことから、当社の更なる事業展開及び経営全般に対する業務執行、経営の意思決定及び監督を遂行できるものと判断したためであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
2	つまもとまさと 裙本理人 (1982年10月21日)	2005年4月 住友商事株式会社入社  2015年11月 当社設立代表取締役(現任)	1,356,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>裙本理人氏につきましては、創業以来代表取締役として当社をリードしてきた豊富な経験と実績に加え、経営に関する高い見識を有しており、今後も業務執行、経営の意思決定及び監督を遂行できるものと判断したためであります。</p>		
3	やまかわまさゆき 山川雅之 (1964年7月3日)	1993年10月 聖心美容外科クリニック開設 2007年4月 THE CLINIC 東京開設 2015年1月 シリアルインキュベート株式会社設立 代表取締役(現任) 2015年11月 当社設立代表取締役 2016年3月 東京ひざ関節症クリニック開設 2019年12月 シナジオン株式会社設立代表取締役 (現任) 2022年1月 当社取締役(現任) 2022年2月 フォレストリート株式会社設立代表取 締役(現任) (重要な兼職の状況) シリアルインキュベート株式会社 代表取締役 シナジオン株式会社 代表取締役 フォレストリート株式会社 代表取締役	7,173,900株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>山川雅之氏につきましては、創業時当社代表取締役として設立に参画し、医師としての豊富な経験・見識に加え、経営に関する高い見識を有しており、当社の更なる事業展開及び経営全般に対する助言・提言を行うことができるものと判断したためであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	むら かのり お 村 上 憲 郎 (1947年3月31日)	<p>1970年4月 日立電子株式会社（現株式会社日立国際電気）入社</p> <p>1994年9月 インフォミックス株式会社代表取締役社長兼米国本社副社長</p> <p>1999年8月 ノーテルネットワークス株式会社（カナダ）代表取締役社長</p> <p>2001年11月 ドーセント日本法人代表取締役社長</p> <p>2003年4月 グーグル株式会社代表取締役社長兼米国本社副社長</p> <p>2009年1月 グーグル株式会社（日本法人）名誉会長</p> <p>2011年1月 株式会社村上憲郎事務所代表（現任）</p> <p>2012年3月 株式会社ブイキューブ社外取締役（現任）</p> <p>2013年8月 株式会社ウェザーニューズ社外取締役</p> <p>2014年12月 株式会社エナリス代表取締役社長</p> <p>2017年10月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2021年9月 株式会社メルカリ社外取締役 （重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社村上憲郎事務所 代表 株式会社ブイキューブ 社外取締役</p>	-株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>村上憲郎氏につきましては、企業の経営者としての経験が豊富なことから、当社の更なる事業発展及び経営全般に対する助言・提言を行うことができるものと期待しております。</p>			

- (注) 1 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 2 各候補者の所有する当社の株式数は、2023年10月31日時点の株式数を記載しております。
- 3 村上憲郎氏は社外取締役候補者です。なお当社は村上憲郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 4 村上憲郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 5 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 6 山川雅之氏の所有する当社株式数については本人名義のものであり、同氏資産管理会社及び近親者が保有する議決権所有割合は2023年10月31日時点で9.84%です。
- 7 村上憲郎氏は、現在当社の社外取締役であり、同氏の在任期間は本総会終結の時をもって6年3ヶ月となります。

ご参考：取締役（監査等委員である取締役含む。）のスキルマトリックス

第1号議案が原案どおり承認可決した場合の取締役（監査等委員である取締役含む。）のスキルマトリックスは下記のとおりです。

氏名	地位・役割	スキル（当社が求める専門的な知識・経験）								
		企業経営	グローバル経営	財務・会計	法務・リスクマネジメント	ガバナンス・内部統制	組織・人事	ICT/DX	医療	経営戦略・事業推進
澤田貴司	取締役	○								○
裙本理人	取締役	○							○	○
山川雅之	取締役								○	○
村上憲郎	社外取締役	○	○			○	○	○		○
雨宮猛	取締役 (監査等委員)			○	○	○	○			○
尾崎恒康	社外取締役 (監査等委員)				○	○	○			
藤沢久美	社外取締役 (監査等委員)				○		○			○

## 第2号議案 当社の社外協力者に対する新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の社外協力者に対して発行する新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

- I. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社の社外協力者に対して、当社の業績向上への意欲と士気を一層高めることを目的として、当社の社外協力者を対象として本新株予約権を無償で発行するものであります。
- II. 新株予約権の割当対象者  
当社の社外協力者
- III. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限並びに払込みに関する事項
  1. 新株予約権の数の上限  
200個を上限とする。  
なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式20,000株を上限とし、下記3.（1）により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。
  2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭  
本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
  3. 新株予約権の内容
    - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。  
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の

減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）と同額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、割当日から2年を経過した日から2034年1月24日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本



金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、社外協力者の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。なお、新株予約権を相続した権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編

対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記4に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
  7. 新株予約権に関するその他の事項  
本新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議において定める。

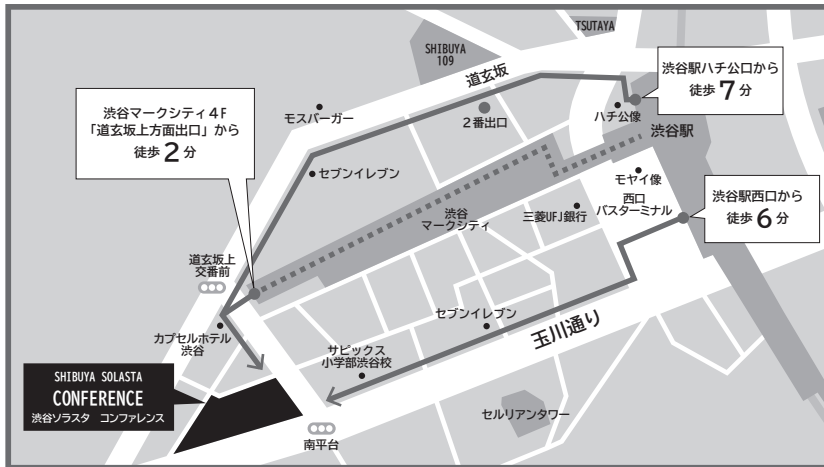
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場

## 渋谷ソラストコンファレンス 4A

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト 4階



### 交通のご案内

JR各線

渋谷駅

西口

…………… 徒歩 6分

ハチ公口

…………… 徒歩 7分

渋谷マークシティ4F  
道玄坂上方面出口

…………… 徒歩 2分